

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 3
平成 23 年 2 月 18 日	

最近の児童行政の動向について

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

目次

- 平成22年度雇用均等・児童家庭局第2次補正予算
- 平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案
- 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案
- 子ども・子育て新システムに係る検討について



平成22年度厚生労働省補正予算の概要

(雇用均等・児童家庭局所管分)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連

第2 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保

1 子育て

1,079億円

子どもや子育てを社会全体で支え、子どもの良質な成育環境を保障するとともに、出産、子育て、就労についての国民の希望が実現できる環境を整備する。

<具体的な措置>

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止

968億円

「安心こども基金」を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する。

- ・保育サービス等の充実
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増）。
- ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。
- ・児童虐待防止対策の強化
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

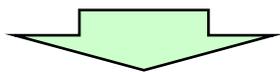
○妊婦健診に対する公費助成の継続等

112億円

妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援するための基金を積み増し、来年度も公費助成を継続できるようにする。また、成人T細胞白血病等の原因となるウイルス「HTLV-1」対策として、妊婦健診への抗体検査の追加、医療従事者等に対する研修会の開催、マニュアル・啓発用資料の配布を行う。

安心こども基金の積み増し・延長

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。



安心こども基金について、**積み増すとともに実施期限を延長する**

※ 平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

積み増し・延長の概要<積み増し額1000億円(厚労省分968億円,文科省分32億円)>
2700億円 → 3700億円
(厚労省分2591億円,文科省分109億円) (厚労省分3559億円,文科省分141億円)

保育サービス等の充実 600億円
(厚労省分568億円,文科省分32億円)

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

すべての家庭を対象とした
地域子育て支援の充実 300億円

地域の創意工夫により地域の子育て力を育む
取組等を充実

児童虐待防止対策の強化 100億円

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇
い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員
の資質の向上 など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資
質の向上、退所児童等の就業支援 など

ひとり親家庭等の支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその
間の生活保障、在宅就業支援 など

(事業の継続)

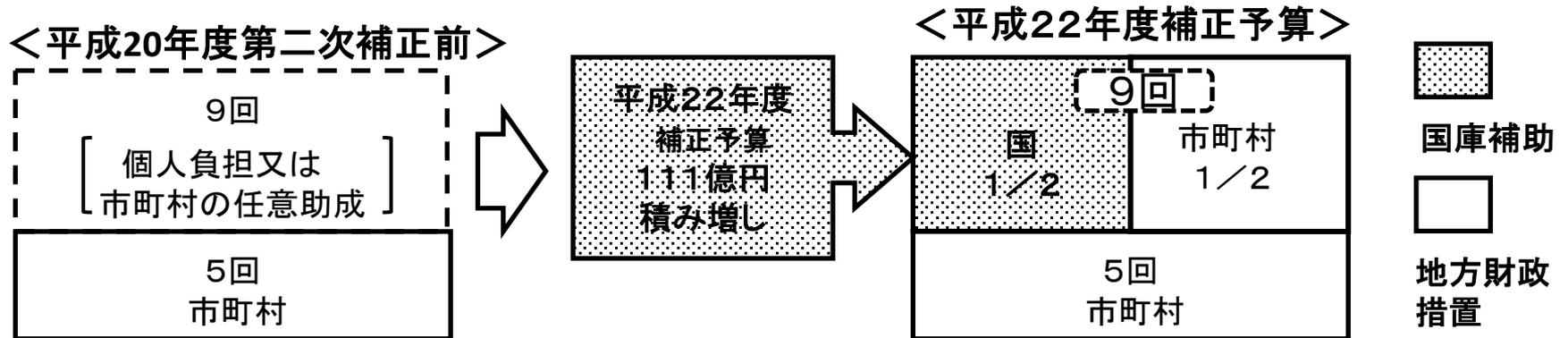
妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について

1. 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
(事業実施期限:平成22年度末)



妊婦健康診査支援基金について、実施期限を延長するとともに、積み増しを実施(111億円)
妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続



2. HTLV-1母子感染予防対策について

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施(25百万円)

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策研修会の実施

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

〔うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）〕

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円(厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円)

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円(全額国費、10か月分)を含む(12ヶ月分の場合約2,500億円)。

- 現金給付に関しては、
 - ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

(注1) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

(注2) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

(注3) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

(注4) 所得制限は設けない。

(注5) 公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う)。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円

①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29 百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968 億円
平成 22 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 23 年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568 億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約 5 万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300 億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100 億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
3. 及び4. に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2. に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども 手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3. に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

23年度における子ども手当について

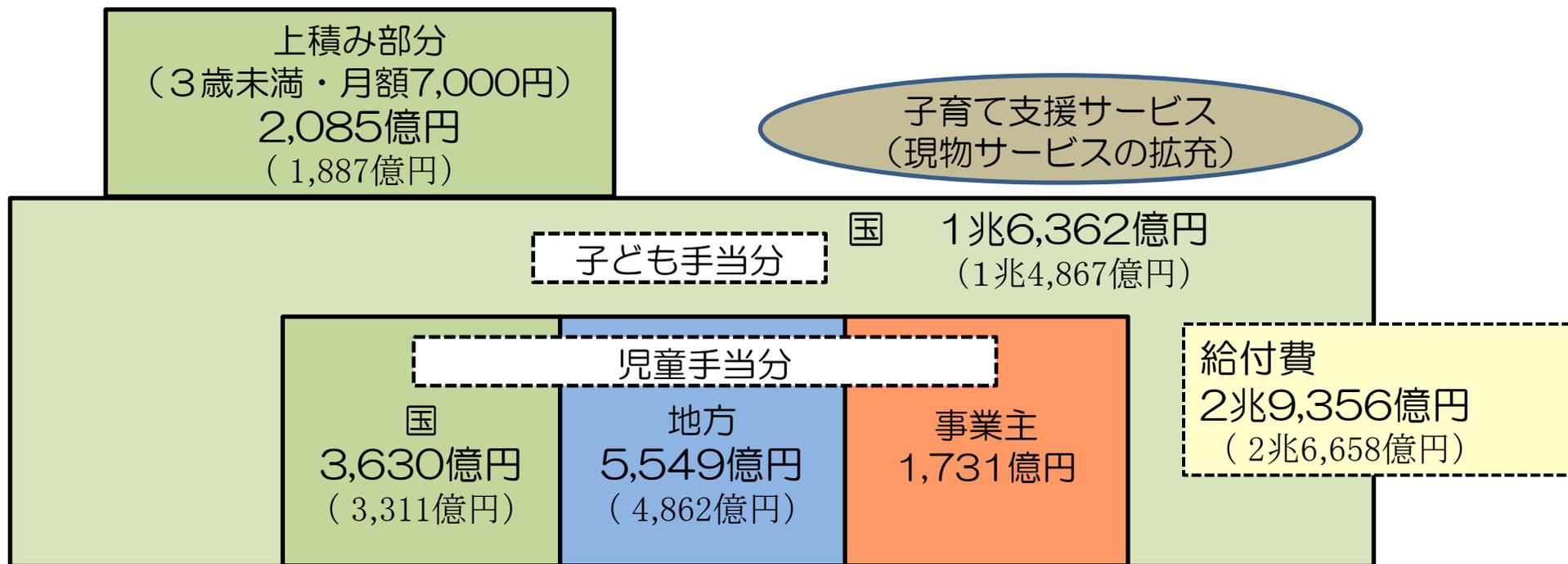
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



※ ()は公務員を含まない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならないものとする。 (第二条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)

三 「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとする。 (第三条第三項関係)

- (一) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）
- (二) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に限る。以下「児童福祉施設」という。）に入所している子ども（当該児童福祉施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）
- (三) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定により同法に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定により同法に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで

構成する世帯に属している者に限る。）

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

- (一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとする。ただし、イからハまでに掲げる者については、日本国内に住所を有する場合に限るものとする。 (第四条第一項関係)
- イ 子ども（施設入所等子どもを除く。以下一及び二において同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該子どもに係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下同じ。）
- ロ 日本国内に住所を有しない父又は母がその生計を維持している当該子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）であって、当該子どもの生計を維持している父又は母が指定するもの（当該子どもの父又は母を除く。以下「父母指定者」という。）

ハ 父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

ニ 施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、救護施設若しくは更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者（以下「施設設置者等」という。）

(二) (一)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第二項関係）

(三) (二)にかかわらず、当該子どもが、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかと同居している場合は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第三項関係）

子ども手当は、次に掲げる子ども手当の支給要件に該当する者の区分に応じ、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、それぞれ次に定める額とすること。（第五条関係）

(一) 一(一)イからハまでに係る子ども手当の支給要件に該当する者（以下「第一号受給資格者」という。

） 二万円に当該第一号受給資格者に係る三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下同じ。）の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該第一号受給資格者に係る三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。以下同じ。）の数を乗じて得た額とを合算した額

(二) 一(一)ニに係る子ども手当の支給要件に該当する者（以下「第二号受給資格者」という。） 二万円に当該第二号受給資格者に係る三歳に満たない施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。）の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該第二号受給資格者に係る三歳以上の施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。）の数を乗じて得た額とを合算した額

三 認定

(一) 第一号受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

(二) 第二号受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる第二号受給資格者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第二項関係）

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした第一号受給資格者又は第二号受給資格者（以下「受給資格者」という

。）に対し、その受給資格に係る子ども手当を支給するものとする。 （第七条第一項関係）

- (二) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に規定する学校給食費その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用（以下「学校給食費等」という。）又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。以下「保育料」という。）のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）を支払わず、その有する当該受給資格者の当該費用に係る債権の弁済に充てることができるものとする。 （第七条

第二項関係）

- (三) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、学校給食費等のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該子どもに通学する学校の長に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）は、受給資格者に係る子どもに通学する学校の長に対して支払うことができるも

のとする事。 (第七条第三項関係)

- (四) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する私立認定保育所に支払う保育料のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該子どもの入所する同法に規定する私立認定保育所（以下「私立認定保育所」という。）に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）は、受給資格者に係る子どもの入所する私立認定保育所に対して、支払うことができるものとする事。 (第七条第四項関係)

- (五) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月（同年二月末日までにその受給資格に係る子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする事。 (第七条第

六項関係)

- (六) 子ども手当は、平成二十三年六月及び十月並びに平成二十四年二月にそれぞれの前月までの分を、

同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。 (第七条第八項関係)

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、その受給資格に係る子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三

項関係)

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものと

すること。（第十四条関係）

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。こと。（第十五条関係）

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。（第十六条関係）

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の二により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとする。こと。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。こと。（第十七条第一項及び第二項関係）

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。

(第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。

(第十八条第一項関係)

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理

に必要な費用を交付するものとする。 (第十八条第三項関係)

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

(一) 第一号受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第一項関係)

(二) 第一号受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 （第二十条第二項関係）

(三) 第四の一が適用されることにより第四の一(三)イに該当することとなる父若しくは母（以下「同居父母」という。）としての第一号受給資格者、第四の一(一)イに該当する未成年後見人（以下「生計同一未成年後見人」という。）としての第一号受給資格者又は生計同一父母指定者としての第一号受給資格者に支給する子ども手当（当該第一号受給資格者に係る子どもに係る部分に限る。以下(三)及び(四)において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該第一号受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額

に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第三項関係)

- (四) 同居父母としての第一号受給資格者、生計同一未成年後見人としての第一号受給資格者又は生計同一父母指定者としての第一号受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該第一号受給資格者が児童手当法に規定する小学校修了前特例給付受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。

(第二十条第四項関係)

- (五) 第二号受給資格者に支給するその受給資格に係る子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該第二号受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第五項関係)

- (六) 第二号受給資格者に支給するその受給資格に係る子ども手当については、当該子ども手当の額のうち

ち五千円に当該第二号受給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童の数を乗じて得た額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第六項関係)

三 平成二十三年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十三年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 子育て支援対策交付金の交付

国は、子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、子育て支援対策交付金を交付することができるものとする。 (第二十三条関係)

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第二十号) に規定する市町村行動計画に基づく措置の

実施に要する経費

三 一又は三の経費のほか、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第八 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 第一号受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該第一号受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、第一号受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、第一号受給資格者に代わって受けることができるものとする。 (第二十四条第一項関係)

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないものとする。 (第二十四条第二項関係)

二 第二号受給資格者が国又は地方公共団体である場合における現金の保管

第二号受給資格者が国又は地方公共団体である場合において、当該第二号受給資格者が、その受給資

格に係る子ども手当の支払を受けたときは、当該第二号受給資格者に委託され、又は入所している施設入所等子どもに対して第四の四(一)により当該子ども手当（当該施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）が支給されたものとみなして、当該施設入所等子どもに係る子ども手当の額に相当する現金を保管することができるとすること。（第二十五条関係）

三 児童福祉法の保育料の徴収の特例

児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、第四の三の認定を受けた第一号受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、市町村長は、政令で定めるところにより、当該扶養義務者にその受給資格に係る子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとする。と。（第二十六条第一項関係）

四 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。と。（第二十七条から第三十三条まで関係）

五 事務の区分

子ども手当の認定、支給（第四の四（二）から（五）までの支給を除く）、不正利得の徴収、届出又は資料の提供等の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第三十四条関係）

六 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十五条関係）

七 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十

六条関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十四年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

同居父母、未成年後見人、父母指定者及び施設設置者等の認定を平成二十三年六月分の子ども手当から始めるものとし、又、施行日の前日における平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の規定による子ども手当の受給者が、施行日において第四の一の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があったものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとする。

ど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。こと。（附則第三条から第二十条まで関係）

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。こと。（

附則第二十一条関係）

子ども・子育て新システムについて

基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、一時預かりなど)
 - 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者(地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等)の参画(子ども・子育て会議(仮称))

- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊娠～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供

- 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス

- 基礎自治体(市町村)中心

- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

- ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

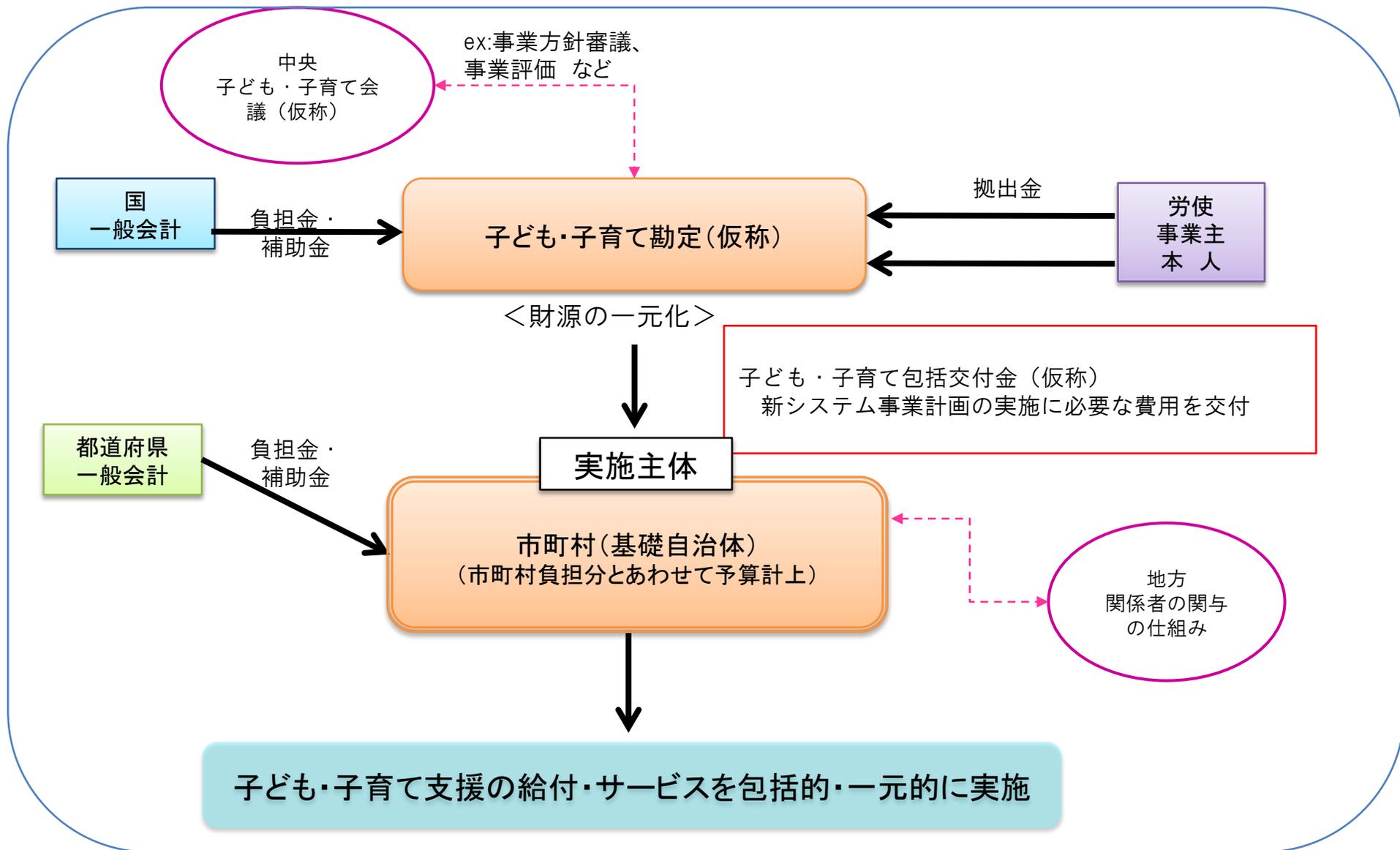
○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体(国・地方・事業主・個人)により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

子ども・子育て新システムのイメージ



【給付の全体像】

■ 子ども手当(現金)

■ 子育て支援(一時預かり等)

■ 妊婦健診

■ その他の子育て支援

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

■ 幼保一体給付(仮称)

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供

こども園(仮称)

- ・ 給付の一体化・・・幼保一体給付(仮称)
 - ・ 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - ・ こども指針(仮称)の創設
- 等

多様な保育サービス

- 小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育等

■ 放課後児童給付(仮称)

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約(仮称)
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
- …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入(多様なサービス類型ごとの基準)
- イコールフットイング
 - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討